

**第128回新生ふくしま復興推進本部会議
第37回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
合同会議 議事録**

- 日時：令和5年8月1日（火）15：00～15：05
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題「福島復興再生計画（案）」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。資料上段において、計画改定の根拠等を整理しております。資料下段を御覧ください。計画改定の経緯等を記載しております。本年6月成立の改正福島復興再生特別措置法において、「特定帰還居住区域」の創設等が明記されました。同法に基づき国が策定する福島復興再生基本方針についても、法改正の内容や復興の進捗等を踏まえて改定され、先月28日に閣議決定がなされました。この度、同基本方針の改定等を踏まえ、福島復興再生計画の改定を行うこととするものです。

資料2を御覧ください。計画の主な改定内容を記載しております。資料上段には、改正法に基づく「特定帰還居住区域」に係る項目をまとめております。

「特定帰還居住区域の復興及び再生に関する基本的な考え方」の項目において、帰還困難区域を抱える市町村は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、同区域の復興及び再生を推進していくこと、また、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、国は責任をもって取り組むことなどの記載を追加しております。

次に、「特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策」の項目において、計画の認定を早期に行うことができるよう、国、県、市町村が緊密に連携しながら、必要な取組を進めていくこと、また、国の「住民の意向を踏まえた多様な帰還の在り方を認める」との方針を踏まえ、復興・再生に取り組むことなどの記載を追加しております。

なお、資料3として計画の概要、資料4として改定後の本文案を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

本改定案については、今後実施するパブリックコメントや、市町村等への法定意見聴取等を踏まえつつ、国とも必要な協議を行いながら、認定申請に向けた準備を進めてまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

無ければ、原案のとおり決定することといたします。知事からお願いいたします。

【内堀知事】

震災と原発事故から12年余りが経過をしました。その間、避難指示区域が大幅に減少したほか、復興を支えるインフラや拠点施設の整備が進展しました。さらに、今年度にかけては、6つの町・村に設定された特定復興再生拠点区域において、一部を除き避難指示が解除されるなど、避難地域の復興は着実に前進しています。

一方、避難指示が解除された地域の生活環境整備を始め、帰還困難区域の復興・再生など、依然として困難な課題に直面しています。引き続き、復興のステージに応じたきめ細かな対応が必要です。

そのため、福島県の復興・再生の要である「福島復興再生特別措置法」に基づく「福島復興再生計画」に必要な施策等をしっかり盛り込み、それらを一つ一つ着実に実行していかなければなりません。

今後とも現場主義を徹底し、県民の皆さん、市町村の御意見を丁寧に向いながら、計画改定に必要な協議と調整を行い、国・市町村等と一丸となって、復興に向けた取組を進めてください。

【鈴木副知事】

以上で合同会議を終了します。